

社会倫理研究所NEWSLETTER

社会倫理研究所ニューズレター

第27号 | 2008年2月・3月

■CONTENTS | 記事 | 社倫研ニュース | 懇話会オンライン | 懇話会報告1 | 懇話会報告2 | 活動報告 |

第1回社会倫理研究奨励賞 結果発表

2008年2月20日に行なわれた第1回社会倫理研究奨励賞選定委員会における厳正な審査の結果、下記論文を受賞論文と決定いたしました。

受賞論文 「スマートドラッグがもたらす倫理的問題—社会と人間性—」

【掲載誌名】 『UTCP研究論集』 第8号、37-54頁、2007年3月1日

著者 植原 亮

受賞論文 講評

加藤尚武(第一回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長)

治療を目的としない医療行為が、今後の社会生活のなかで大きな意味を持つにいたっている。エンハンスメントと呼ばれる健康増進効果をもつ薬物や、スポーツ界をにぎわすドーピングが治療を目的としない医療行為の主だったものである。その中で精神生活の向上効果があるとみなされる「スマート・ドラッグ」について、考察したという点で、本論文は極めて高いアクチュアリティを持っている。脳を操作する非治療的医療行為の問題が、今後生命倫理学の焦点となることが予測されるので、本論文は、いくつかの重要な欠点はあるが、先駆的業績として評価することができる。

本論文がとりあげた通称「リタリン」は、注意欠損などの精神障害の治療薬として開発されたものであるが、アメリカを中心として学生が成績向上のために使用する例が増えていると言われている。「学業成績を金で買うようなものだ」という批判がでるが、自分を有利にするための個人の努力を制限することはできないという反論がなされる。この薬品の副作用や、医薬品開発に投資された資金の適正利用という観点からも、問題視する声が上がっている。

受賞者は「道徳的分業」という価値多元論的な概念を導入することで、この問題の倫理的軋轢を解消する提案をしているが、この点については倫理的な本格的な再検討が

望まれるものの、新しい研究課題に意欲的に取り組んだ態度を高く評価するものである。

最終候補論文

自薦・他薦併せて19篇の応募論文の中から、最終審査に残った最終候補論文は以下の通りです。各論文に対するコメントは、『時報しゃりんけん』第1号(4月刊行予定)に掲載予定です。

小島秀信「エドモンド・バークのインド論—伝統文化主義の新地平」

中川雅博「ロシア精神史における戦争道徳論の系譜について」

中里裕美「地域通貨の取引行為にみられる経済-社会の相互関係に関する一考察—社会ネットワーク論の視点から」

山本由美子「フランスにおける出生前診断の現状と胎児理由によるIVGの危機—ペリユシュ判決その後—」

第一回社会倫理研究奨励賞選定委員会

加藤尚武(鳥取環境大学名誉学長／東京大学特任教授)【委員長】

山田哲也(椋山女学園大学現代マネジメント学部准教授)

川崎 勝(南山大学経済学部教授)

坂下浩司(南山大学人文学部准教授)

丸山雅夫(南山大学大学院法務研究科教授)

山田秀(南山大学社会倫理研究所教授)

マイケル・シーゲル(南山大学社会倫理研究所准教授)

奥田太郎(南山大学社会倫理研究所准教授)

社倫研ニュース

第1回社会倫理研究奨励賞受賞記念式典・祝賀会が、2008年3月19日(水)15時より南山大学名古屋キャンパスにて開催する予定です。詳細は以下の通りです。尚準備の都合上、出席される方は14日(金)までに下記連絡先へご氏名、ご所属、連絡先住所等をご記入の上お知らせ下さい。

日時：2008年3月19日(水) 午後3時～午後5時

会場：南山大学名古屋キャンパス コパン2階 Buono

*受賞記念式典終了後、ささやかな祝賀懇親会(コーヒー、軽食あり)を予定しております。

連絡先：Tel:(052)832-3111 (内線3413 or 3414) Fax:(052)832-3703 E-mail: s h a r i
n k @nanzan-u.ac.jp

懇話会オンライン

今回は、名古屋工業大学の瀬口昌久先生のご講演「ユニバーサルデザインの法と倫理」をお届けいたします。

懇話会報告1

去る2008年1月17日(木)、南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルームにて、2007年度第7回懇話会が開催されました。講師に北海道大学博士研究員の眞嶋俊造先生をお招きして、「保護する責任？—人道的武力介入における民間人保護を巡る一考察」というタイトルでご講演をいただきました。

眞嶋先生はまず、1990年代以降の国際情勢に言及し、カナダ主導の『保護する責任：介入と国家主権に関する国際委員会報告書』(2001年)に端を発する概念「保護する責任」の概略を説明した上で、「保護する責任」という枠組みの中での人道的武力介入について、批判的な検討を試みました。「保護する責任」では、責任を果たしていない国家に対しては他の国が軍事力を用いてその責任を肩代わりすることが例外的に正当化される、という議論が展開されます。眞嶋先生によれば、こうした「保護する責任」における武力介入の是非を問う基準は正戦論の焼き直しであり、そこでは、「比例の原則」(「軍事上の標的に対する攻撃が計画もしくは実際に遂行される時には予期される軍事的利点が攻撃によって惹き起こされる民間人への付随的被害に対して釣り合ったものでなくてはならない」という原則)に基づいて民間人犠牲者の問題が扱われています。「比例の原則」は解釈や適用に関して柔軟であるがゆえに、その運用には恣意的な操作の可能性が付きまとい、政治的動機に基づいて民間人への危害を正当化するために利用されかねないものである、と指摘されます。こうした問題のある原則に基づいている以上、「保護する責任」の取り扱いには慎重にならざるをえない、というわけです。

しかしながら、「保護する責任」の正戦論的問題は、そもそも人道的武力介入それ自体が不可避的に直面する民間人保護のジレンマに由来している、と眞嶋先生は分析します。そのジレンマとは、まず第一に、他国の民間人を保護するために自国の戦闘員を犠牲にするのかということであり、それはさらに、自国の戦闘員を保護するために標的国の民間人を犠牲にするのか、というより深刻な問題を抱えた、兵力保護と民間人保護のジレンマです。これについて「保護する責任」報告書が実質的な提言をしえているとは言い難い、と眞嶋先生は指摘しました。眞嶋先生はさらに、人道的武力介入の核心にある解き難いジレンマとして、ある民間人を保護するために他の民間人を犠牲にするのか、という問題を挙げます。眞嶋先生によれば、人道的武力介入はある民間人を必ず犠牲にするが、介入をしないことによって他の民間人を見殺しにしてしまうことになるため、このジレンマを完全に解消することはきわめて困難です。それでもなお、部分的にでもジレンマを解消できるような方途を模索することには意味がある、と眞嶋先生は考



えます。



そこで眞嶋先生は、「回復的正義(restorative justice)」という概念を「保護する責任」論に導入しようと試みます。人道の名の下での武力介入によって民間人が犠牲になることは正義に反することであり、それゆえ人道的武力介入の民間人犠牲者は不正を被った者とみなせます。また、そうした不正を為した介入側に過失があるならば、介入側には民間人犠牲者の権利の擁護や被害に対する補償が求められることとなります。人道的武力介入

による犠牲は過失なしには起こりえず、それゆえ民間人犠牲者に対する回復的正義が必要とされるわけです。眞嶋先生は、「被害者の必要とするものを認識し、真実の究明、謝罪、原状回復、補償という手段での復旧義務を加害者に課すことで、関係を修復する」という回復的正義の原理は国際的なレベルでも適用可能であると考え、国際人道法や国際慣習法などを通じた犠牲者の法的救済の射程と限界を吟味します。そうした法的救済の有効性を認めつつも、眞嶋先生は、現状ではそれらが戦闘員による直接的・意図的攻撃の犠牲者だけを補償の対象にしており、軍事施設の爆破などの(比例の原則に則った)「合法的な」攻撃の間接的犠牲者が除外されていることを問題視するのです。

復旧を実現する方法としては、紛争の終息と復興可能な状況の存在を前提とすれば、原状回復、補償、回復支援、充足と再発防止保証の4つが考えられますが、紛争継続中に復旧が必要となるような、前提条件を欠いた事態は稀ではないため、そうした状況下での方策を考えるべきであり、その方策として考えるのは、補償、および、限定的な充足(具体的には謝罪)であろう、と眞嶋先生は述べます。こうして、実質的な補償と謝罪を介した犠牲者の復旧を人道的武力介入に伴う責任の一部として明確に定め、この責任の履行を人道性の証しとすることが重要であり、そうした考慮なくしては「保護する責任」論は有効たり得ない、と結論されました。

講演後の質疑応答では、殺すことと見殺しにするものの区別をどう考えるのか、武力介入の手段として容認できるものは何かを問う必要があるのではないか、介入への経済的支援をどのように評価するのか、今回の議論では、人道的武力介入を正当化する論理としてどのようなものが想定されているのか、暴力によってなされたものは根本的に修復できないということをどの程度重く受け止めるべきか、といった点をめぐって議論が交わされました。(文責|奥田)

懇話会報告2



去る2008年3月8日(土)、南山大学名古屋キャンパスN棟3階会議室にて、2007年度第8回懇話会が開催されました。講師に椋山女学園大学現代マネジメント学部講師の梅澤彩先生をお招きして、「代理懐胎をめぐる法政策の現況と展望—日本学術会議における議論を参考に—」というタイトルでご講演をいただきました。

梅澤先生はまず、1990年代から今日に至るまでの代理懐胎の動向を概説し、国・政府側の報告書で禁止の報告がなされる一方で、代理懐胎による出産が試行され続けてきた経緯を紹介しました。続いて、代理懐胎をめぐる法政策の現況が詳しく述べられました。平成12年12月に出された

「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」では、代理懐胎は禁止する旨が記されています。ここでは、「人を専ら生殖の手段として扱ってはならない」という原則が確認され、代理懐胎が「第三者の人体そのものを妊娠・出産のための道具として利用するもの」とみなされています。また、安全性への配慮という点で、妊娠・出産に伴う生命の危険は許容限度を越えているとみなさざるをえないこと、代理懐胎者と依頼者の間に生じうる子をめぐる深刻な争いが「生まれてくる子の福祉」にとって望ましくないこと、などが禁止の論拠として挙げられています。

そして、平成15年4月の「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」でもやはり、代理懐胎の禁止が結論されており、その論拠は基本的に平成12年の報告書を踏襲するものでした。ただし、この二つの報告書の相違は主として、幸福追求権の侵害、争いの発生の不確実性などを指摘する反対意見が少数意見として紹介されたり、「専門委員会の基本的考え方に真っ向から反するもの」という表現が「基本的考え方に反するもの」に、さらに、「到底容認できるものではない」という表現が「容認できるものではない」になるなど、やや譲歩が見られる点です。

また、平成15年7月の「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」の「補足説明」では、代理懐胎は民法上、公序良俗に違反して無効となると考えられるため、「特段の法的規律をしない」とされています。そして、実際に代理懐胎によって出生した子が現れた場合には、母子関係についてはこの試案の規律が適用され、父子関係については現行民法の解釈に委ねることが確認されている、と梅澤先生は説明しました。

医学領域の動きとしては、日本不妊学会(現在、日本生殖医学会)が、平成4年11月の「『代理母』の問題についての理事見解」で、討議の呼びかけをおこなっており、日本産科婦人科学会は、平成15年4月の「代理懐胎に関する見解」で容認しない旨を表明し、続く平成20年2月13日の「日本産科婦人科学会会員各位への『代理懐胎について』の急告について」では国の方針提示までは慎むようにというメッセージを発していることが紹介されました。



また、法学領域の動きとしては、日本弁護士連合会が、平成12年3月の「生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言」や平成19年1月19日の「『生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言』についての補充提言—死後懐胎と代理懐胎(代理母・借り腹)について—」で、濫用の禁止、子の人権と法的地位の確立等の理由から禁止することを述べています。裁判例としては、最高裁平成17年11月24日決定(明石事件)と最高裁平成19年3月23日決定(東京事件)が紹介され、海外で代理懐胎による出産を依頼し、出生した子を国内で嫡出子として届け出たことに対し、親子関係の確立ができないとして届け出を退けるという判断が下された経緯が簡単に説明されました。

続いて梅澤先生は、日本学術会議における代理懐胎の許容性と親子関係をめぐる議論を整理して紹介しました。代理懐胎の許容性については、医学的・技術的側面(代理懐胎者の危険ゆえの年齢制限の必要性、子に及ぶ危険等)、倫理的・社会的側面(自己決定権、子の福祉、懐胎中断等に伴う倫理的諸問題等)、法規制の是非とその内容といった点を踏まえて、(1)代理懐胎は法律によって禁止すべきである、(2)営利目的による代理懐胎は処罰すべきである、(3)代理懐胎の試行は考慮されてよい、という結論が出されたとのこと。他方、親子関係については、法的地位確定の必要性、判例と民法上の親子関係、代理懐胎の試行といった点を踏まえて、(1)分娩者=母ルールが適用されるべきである、(2)養子縁組によって親子関係を定立することは認めるべきである、(3)外国で行なわれた代理懐胎、国内の試行の場合も上記2点を原則とすべきである、という結論が出されたとのこと。

こうした現状を受けて梅澤先生は、残された課題について自らの見解を披露しました。まず、試行の実施に際しての具体的な制度整備について、実施の可否の決定権の所在の明確化、代理懐胎の依頼者・懐胎者・実施医療機関の資格の判断基準の設定、個人情報開示の問題などが課題として提示されました。また、代理懐胎契約の効力と契約内容について、公序良俗違反と言えるのか否か、禁止行為が実行された場合の私法上の効力はどうなのか、標準的な契約書モデルの確立などが課題となります。さらに、代理懐胎による子の法的地位の確立については、分娩者=母ルールと養子縁組の組み合わせでよいのか、特別養子縁組を認めるのか、といった課題、そして、代理懐胎による子の出自を知る権利については、AID(非配偶者間人工授精)と同様に考えてよいのか、渉外事

例の知る権利の確保をどうするか、といった課題がある、と指摘され、講演が締めくくられました。

その後の質疑応答では、高齢の女性が出産するのはなぜだめか、学術会議が禁止しつつ試行を認めるのはどういうことなのか、妊娠中の出生前診断や出産時の事故への対応をめぐって、正常な子を求めることはどのように扱われているのか、父子関係と母子関係の非対称性の問題などについて議論が交わされました。(文責 | 奥田)

【社会倫理研究所2007年度活動報告】

社会倫理研究所所長 澤木勝茂

人事

山田、シーゲル、奥田の3名の第一種研究所員を核とする研究所体制が継続された。同時並行で進めている幾つかの研究プロジェクトの推進協力を目的として、第二種研究所員5名の任用更新と1名の任用、研究員1名の任用更新、そして3名の非常勤研究員の再委嘱を行った。

ウェブサイト

本年度も、主に懇話会・定例研究会の案内や記録など研究所活動に関する情報発信に努め、隔月でのオンライン・ニューズレター発信、本研究所発行雑誌『社会と倫理』、および新機関誌『時報しゃりんけん』のオンライン公開も行なった。

共同研究活動

「公正と平和」研究プロジェクトと題した一連の国際共同研究として、05年9月開催の日豪合同ワークショップの英語版の成果 (Joseph A. Camilleri, Larry Marshall, Michális S. Michael, and Michael T. Seigel (eds.) *Asia-Pacific Geopolitics: Hegemony vs. Human Security*, Edward Elgar.) が刊行された。また、同プロジェクト第二幕として、ワークショップ2007「9.11事件以降の日本とイスラム—21世紀国際社会のビジョンを求めて—」を開催した。さらに、12月にはオーストラリアのLa Trobe大学Centre for Dialogue主催の国際シンポジウムEurope and Asia between Islam and the United States: The Lessons of Afghanistan, Iraq, Lebanon, and Iranを共催機関として協力した。

社会倫理研究奨励賞

篤志に基づき、若手による優秀な社会倫理研究論文に対して授与する社会倫理研究奨励賞を開設し、第一回の募集・選定・授与を実施した。自薦・他薦併せて19篇の応募が

あり、うち1篇が受賞論文として選定された。

懇話会／研究会

懇話会は8回、研究会は1回開催した。その多くは、「経済・経営・倫理」研究プロジェクトおよび「保護する責任」研究プロジェクトに関連する内容となった。また、研究会は南山学会人文・自然系列の第二回定例研究会との共催であった。論題と報告者の詳細は次の通りである。

回数	報告者	論題
懇話会		
第1回	川野 祐二氏 千里金蘭大学人間社会学部 専任講師	篤志家たちと日本の社会貢献—尊徳・渋沢からみる 商売と公益
第2回	上村 崇氏 海上保安大学校 哲学非常勤講師	教育現場への倫理的アプローチ—高等学校での取 り組みを通じて
第3回	瀬口 昌久氏 名古屋工業大学大学院工学研究科 教授	ユニバーサルデザインをめぐる法と倫理
第4回	吉川 元氏 上智大学外国語学部国際関係副専攻 教授	国際平和と人間の安全は両立するのか？
第5回	猪木 武徳氏 国際日本文化研究センター研究部 教授	経済学における厚生概念と人間の幸福 —「所得」と「比較」について—
第6回	池田 丈佑氏 東北大学ジェンダー法・政策研究センター COEフェロー	ポスト・ホロコースト人間救出原理としての「保護 する責任」 【統一テーマ：保護する責任の倫理的基礎・歴史的 展開】
	上野 友也氏 日本学術振興会特別研究員(PD)(神戸大学)	紛争被災者に対する『保護する責任』—国際人道支 援の一五〇年— 【統一テーマ：保護する責任の倫理的基礎・歴史的 展開】
第7回	眞嶋 俊造氏 北海道大学大学院文学研究科応用倫理研究 教育センター 研究員	保護する責任？—人道的武力介入における民間人保 護を巡る一考察
第8回	梅澤 彩氏 椋山女学園大学現代マネジメント学部 講 師	代理懐胎をめぐる法政策の現況と展望—日本学術会 議における議論を参考に—
研究会		
第1回	鈴木 貴之氏 南山大学人文学部・講師	脳科学と社会—司法制度への影響を例として

出版物

編著者	名 称	発行日
社会倫理研究所編	『社会と倫理』第二十一号	2007年6月20日
社会倫理研究所編	『時報しゃりんけん』準備号	2007年10月5日

『社会と倫理』第21号では、二本の特集（「ビジネス倫理の射程」、「広告倫理研究の現在」）が組まれた。『時報しゃりんけん』は研究所活動報告と社会倫理研究の現在を伝える新たな機関誌であり、その準備号が刊行された。